

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

Netyear Group Corporation

最終更新日:2019年7月1日

ネットイヤーグループ株式会社

代表取締役社長 石黒 不二代

問合せ先:IR室 石井 浩之 TEL:(03)6369-0500

証券コード:3622

<http://www.netyear.net>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、効率性の優れた透明性の高い経営を実現させ、企業価値を継続的に向上させていくためには、健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立が極めて重要であると強く認識しております。

また、経営体制及び内部統制システムの整備・構築とともに、企業としての倫理観形成も、当社の永続的な発展において重要な課題と位置づけております。当社は、「優れた倫理と優れたビジネスは同義である」という企業哲学を基本として、平成12年11月に「ネットイヤーグループ倫理規程」を制定しております。企業活動の複雑化や日々変化する経営環境への対応に迅速な意思決定が必要とされる中、この規程は、役員及び従業員ひとりひとりの行動基準としての役割を果たしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	3,395,701	48.52
石黒不二代	496,100	7.08
佐々木裕彦	170,500	2.43
内田善久	132,000	1.88
鈴木智博	123,000	1.75
伊藤僚祐	70,000	1.00
株式会社SBI証券	55,800	0.79
中島政良	52,600	0.75
ネットイヤーグループ従業員持株会	28,400	0.40
高京樹	28,100	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無更新

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（上場:東京）（コード）9613

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

3月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 [更新](#)

当社と親会社との関係については、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当該会社との取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としています。当社は、NTTデータグループか否かにかかわらず、個別の取引条件については、他の企業と同じ基準にて決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 [更新](#)

当社はシステム開発力の強化やプロジェクトマネジメント力の強化を推進するにあたり、NTTデータグループと一定の協力関係を保つ必要があると認識しており、経営情報、開発ノウハウ、マネジメントノウハウ等の交換等を目的として、NTTデータの従業員1名が当社代表取締役副社長COOに就任するとともに、NTTデータの執行役員1名及び従業員2名が非常勤取締役に就任しております。また、当社経営監視体制を充実させるため、NTTデータ出身者の1名が監査等委員に就任しております。

当社は、自ら経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、事業運営における重要な問題についてはNTTデータとの協議、もしくはNTTデータに対する報告を行っており、NTTデータの経営方針が当社の経営方針の決定等に影響を及ぼし得る状況にあります。

当社は、内部統制のシステム基本方針において、親会社とは相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社グループ間の取引等については、法令及び社内規程に従い適切に行うこと等を基本方針とするとしており、取締役会にて決議しております。監査等委員は、当該基本方針に従って取締役の職務執行の監査を適正に行うことにより、親会社からの独立性を担保する体制を維持しており、少数株主保護の体制が維持されているものと認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
古田 利雄	弁護士												
芦澤 美智子	学者												
川田 篤	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田 利雄	○	○	弁護士法人クレア法律事務所 代表弁護士 株式会社キャンバス 社外取締役 監査等委員 株式会社トランザクション 社外取締役 エディジーン株式会社 社外取締役(監査等委員)	弁護士資格を持ち、国内企業の社外取締役、社外監査役を歴任し、その豊富な経験から当社の経営判断における法律面からの助言、監督をいただけるものと考え、選任をしております。 古田氏が兼職を行う法人等と当社との間に特別な関係はありません。 なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがないこと等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。
芦澤 美智子	○	○	横浜市立大学 国際商学部 准教授 横浜市立大学 国際マネジメント研究科(大学院) 准教授 NECネットワーカー株式会社 社外取締役	過去に公認会計士登録の経験があり、会計、経営、事業再生における高い見識と経験をもちあわせております。当社取締役会においても、その経験と知見を生かし、少数株主の視点から、当社企業価値向上に寄与することが期待

			できると考え、選任をしております。
			芦澤氏が兼職を行う法人等と当社との間に特別な関係はありません。
川田 篤		株式会社オロ 代表取締役社長	なお、一般株主に利益相反が生じる恐れがないこと等の独立役員の構成要件を鑑み、当社独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査部門であるコンプライアンス室が監査等委員会の職務を補助する部門としております。コンプライアンス室は代表取締役直属の独立した部門であり、部門長の人事および評価については監査等委員会委員長の同意を要するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど、相互連携をとっております。また、内部監査を担当するコンプライアンス室は監査等委員の補助従業員として監査等委員会のために情報収集を行うほか、内部監査の結果については監査等委員会に対して報告を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は社外役員から独立性に関する開示加重要件を鑑み独立役員を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、親会社の従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

新株予約権の状況は次のとおりです。

平成27年10月29日取締役会決議に基づき発効した新株予約権

新株予約権の数 5,000個

株式の種類 普通株式

株式の数 500,000株

新株予約権の行使の条件

2019年3月期から2020年3月期までのいずれかの期ののれん償却前営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合、キャッシュ・フロー計算書)におけるのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。)が、下記①、②に掲げる条件を達成した場合において、以下の割合(以下、「行使可能割合」という。)に応じて、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から本新株予約権を行使することができる旨の行使条件が設定されております。

①700百万円を超過している場合

行使可能割合:50%

②1,000百万円を超過している場合

行使可能割合:100%

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2018年4月1日から2019年3月31日までにおける当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く) 52百万円

取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)5百万円

社外役員 9百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、代表取締役を含む業務執行取締役の報酬について、その限度額を株主総会の決議により決定し、代表取締役社長である石黒不二代が取締役からの委任を受け、限度額の範囲で、当社従業員給与水準並びに営業利益、当期純利益等の定量目標達成状況及び事業計画等の定性目標達成状況等を考慮し決定を行っております。その他の取締役については、基本報酬テーブルを定め、それに基づき報酬の支払いを行っております。なお、社外取締役ではない非業務執行取締役(監査等委員である取締役を除く)については、無報酬を原則としております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2016年6月26日であり、その内容は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額については年額120百万円以内(うち社外取締役12百万円)、監査等委員である取締役の報酬額については年額36百万円以内であります。

監査等委員である取締役については、上記方針に基づき、監査等委員会の協議によって、その報酬を定めております。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の報酬について、その設定や手続きの適切性について、監査及び協議を行い、その結果について取締役会に報告しております。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

取締役会付議事項及び審議上に係る資料については、事前に送付するとともに、要請があった場合、コンプライアンス室が窓口になり担当部門が事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社のガバナンスの体制の概要は以下のとおりでございます。

当社は監査等委員会設置会社の形態を採用しております。ガバナンスの体制の概要は以下のとおりです。
(取締役、取締役会)

取締役会は、監査等委員を除く取締役6名及び監査等委員である取締役3名の計9名で構成されております。その内、監査等委員を除く取締役1名及び監査等委員である取締役2名の計3名が社外取締役であります。取締役会は、経営の基本方針、法令や定款で定められた事項や重要な経営事項を決定しております。なお、当社取締役のうち2名は独立取締役であり、独立した立場から経営に関する監視・助言を行っております。

(監査等委員取締役、監査等委員会)

(監査等委員取締役、監査等委員会)

監査等委員会は、監査等委員取締役3名(うち社外取締役2名、常勤1名、非常勤2名)で構成されております。監査等委員会は、月に1回の開催を原則としており、必要に応じて臨時会を開き、会社の業務及び財産の状況の調査等重要事項について協議を行っております。

当社監査等委員会は、内部監査部門等を用い情報収集を行い、内部統制システムが適切に構築され、運用されているかをチェックする「組織的監査」により監査を行っております。具体的には、内部監査部門であるコンプライアンス室を監査等委員会補助使用人とし、コンプライアンス室による内部監査、内部統制システムの整備状況の確認及び運用状況の確認並びに事業状況の確認を通じ、監査等委員監査を実施しております。

(執行役員、経営企画会議)

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、事業環境の急激な変化に迅速かつ機動的に対応することを目的とし、執行役員制度を導入し、執行役員を中心とした業務執行を行っております。また、取締役において議決権を有する監査等委員を置くことにより、取締役会による業務執行の管理・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。また、当社は、当社は、業界へ精通していることはもとより企業財務・会計や法律に知見を有する取締役を選任することにより、業績の向上と透明性の高い経営の両立を高いレベルで実現することを目指しております。

経営企画会議は、取締役会から指名された執行役員6名(うち取締役執行役員2名)から構成されており、経営企画会議規程に則り、業務執行に関する事項及び取締役会から委嘱された事項について決定を行っております。経営企画会議へは監査等委員会を補助する従業員が陪席を行い、その議事について監査等委員会に対して報告を行い、経営及び業務執行におけるガバナンスの強化を図っております。

(内部監査及び監査等委員監査)

他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査・内部統制部門としてコンプライアンス室を設置しております。コンプライアンス室は、公認内部監査人を含む2名で構成され、取締役会にて承認された内部監査計画に基づき監査を実施、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告を行うとともに、業務の改善及び適正化のための必要な対策・改善措置の立案、勧告を行っております。また、コンプライアンス室は監査等委員補助従業員として監査等委員の指揮による監査等委員監査を行うほか、会計監査人と情報及び意見を交換しており、相互連携をとっております。

(会計監査)

独立監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツに会計監査を依頼しており、2019年3月期における会計監査体制は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 小野 英樹

指定有限責任社員 業務執行社員 下平 貴史

(注) 繼続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、事業環境の急激な変化に迅速かつ機動的に対応することを目的とし、監査等委員設置会社と執行役員制度を導入しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	当社は、2019年6月26日開催の定時株主総会の招集通知を同年6月4日に発送しております。また、当社ウェブサイト上にて6月3日より発送前公表(早期ウェブ開示)を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	2019年3月期定時株主総会は、2019年6月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	三井住友信託銀行が提供するインターネット議決権行使システムを利用しております。
その他	当社ウェブサイトに株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算発表後に、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに、決算情報、適時開示、決算説明会資料、説明会動画等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社IR部門はIR室になります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程において、当社のステークホルダーへの信頼と敬意についての重要性を尊重し、行動基準とする旨規定しております。
その他	誰もが自己の能力を最大限に発揮できるよう、育児・介護休暇制度、在宅勤務制度等様々な形態での働き方ができる環境の整備を行っております。なお、当社取締役のうち代表取締役を含む2名は女性となっております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システムの整備に関し次のとおりの内容を取締役会において決議しております。

- a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・役員及び従業員の一人一人が、当社の経営管理の基本原理を理解し、適法かつ倫理的な判断を下すことができるよう、「ネットイヤーグループ倫理規程」を定め、その周知徹底を行う。
 - ・取締役会規程に則り、取締役会を定期的に開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、執行役員を中心とする業務執行状況の監督を行う。
 - ・監査等委員会は、監査等委員会規程に則り、監査等委員会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ・取締役会が指名する執行役員により構成される経営会議が、規程に則り、当社及び関係会社運営の業務執行及び取締役より委嘱された事項について審議及び決定を行い、また、代表取締役に対して、助言・提言を行う。
 - ・社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
 - ・業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の内部監査部門を設置し、内部監査を実施する。
 - ・内部通報制度規程を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定める。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書規程を定め、株主総会、取締役会議事録及び経営会議議事録その他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、危機管理規則を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対応するための危機管理体制及び対処方法を定める。
- ・執行役員は、各担当業務における個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を定めるとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応を行い、経営会議にてその内容および対処について協議するとともに、取締役会に報告を行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にする。
- ・執行役員は、取締役会によって定められた計画及び目標を達成するために、具体的な施策を策定・実施し、取締役会に報告を行う。
- ・取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行う。

e. 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の親会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社グループ間の取引等については、法令及び社内規程に従い適切に行うこと等を基本方針とする。
- ・ネットイヤーグループ倫理規程を企業集団全体に適用し、企業集団全体の法令遵守及び業務の適性を確保する。
- ・関係会社管理規程を定め、子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会等において協議承認を行う。子会社の規程は、当該規程の相当性につき当社が確認し、必要に応じて助言を行う。
- ・子会社の取締役及び監査役には当社の役員又は従業員を選任することにより企業集団内の情報伝達を推進する。また、当社経営会議は、子会社の業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性等の監視、監督を行うとともに、当社取締役会にその状況について定期的に報告を行う。
- ・当社内部監査部門による子会社の内部監査を行う。

f. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び、その従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員が必要と認めた場合又は常勤の監査等委員を設置しない場合は、従業員を監査等委員の補助にあたらせる。
- ・監査等委員補助従業員を設置した場合、会社は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知する。
- ・監査等委員補助従業員の人事評価については、監査等委員会委員長の同意を要するものとする。
- ・監査等委員補助従業員は、監査等委員の職務を補助するに際して、もっぱら監査等委員の指揮命令に従うものとする。

g. 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ・監査等委員会が選定する監査等委員又は監査等委員会が指名する監査等委員補助従業員が、経営会議をはじめとする会社の重要会議に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査等委員会に報告する。
- ・内部通報規程を定め、不正行為に関する通報を受け付ける窓口は通報された内容を監査等委員会に報告する。また、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、当社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止する。
- ・代表取締役社長及び執行役員は、定期的又は求めに応じて、担当する業務のリスクについて監査等委員会に対して報告する。

h. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査等委員が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備する。
- ・監査等委員は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができる。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかる費用が監査等委員の職務執行に必要ではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとする。
- ・監査等委員補助従業員が監査等委員を補助することを目的として支出する費用については、前項の定めを準用する。

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・ネットイヤーグループ倫理規程において、当社グループ役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。
- ・反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底する。

j. 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

倫理規程において、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定しております。また、反社会的勢力対応マニュアルを定め、役職員が反社会的勢力との一切の関係・取引をしないことを具体的に定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)

当社の社内情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

金融商品取引法等関係書法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、株主を含む一般の投資家、機関投資家、アナリストの皆様に対し、迅速で公平、かつ正確でわかりやすい情報開示に努めています。

2. 適時開示責任者および担当部署について

適時開示責任者は、執行役員コーポレート本部長であり、担当部署は開示内容によりIR室または財務経理部となっております。

3. 情報の把握と開示

当社では内部取引規程を定め、適時開示を義務付けられる情報を含めた重要事実等を統括して管理し、開示についての要否を判断する適時開示責任者を定めており、適時開示責任者である執行役員コーポレート本部長がこれにあたっています。各部門長及び子会社は、重要事実または重要事実に該当する可能性のある情報を知ったとき、適時開示責任者へ情報を集約し、適時開示担当部署が開示を行っております。

3-1.決定事実に関する情報

決定事実に関する情報に関しては、取締役会及び経営企画会議にて審議をおこなっております。取締役会及び経営企画会議事務局は、議案及び審議結果について適時開示責任者である執行役員コーポレート本部長へ伝達しており、開示が必要な事項については、遅滞なく開示手続きをおこないます。

3-2.発生事実に関する情報

部門及び子会社における発生事実に関しては、内部取引規程に定められた手続きにより、適時開示責任者に集約される体制をとっています。重要事実の発生であると判断された場合、適時開示責任者は情報の漏洩防止に努め、法令諸規則の確認をおこなった後、開示の必要性について内部監査部門、監査法人、主幹事証券、取引所等と協議をおこない、開示が必要な場合は、迅速に情報の開示手続きをおこないます。

3-3.決算に関する情報

決算に関する情報に関しては、財務財務部が作成し、経営企画会議へ決議議案として提出し、審議承認を得た上で、適時開示責任者の指示により開示担当部署が遅滞なく情報の開示手続きをおこないます。

3-4.子会社に関する情報

当社では関係会社管理規程を定め、各子会社の代表取締役社長から適時開示責任者に決定事実及び発生事実がすみやかに報告される体制をとっています。また、子会社において決定または発生した事実が重要事実の発生であると判断された場合、適時開示責任者は、情報の漏洩防止に努め、法令諸規則の確認を行った後、遅滞なく情報の開示手続きを行います。

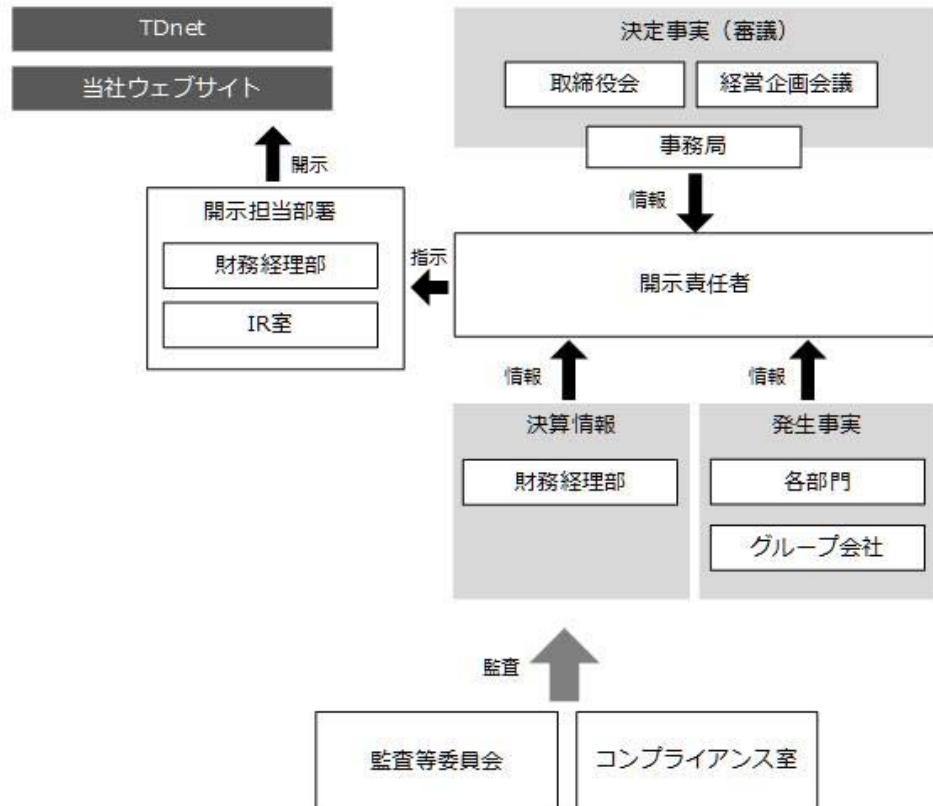
4. 情報開示の方法

TDnetによる適時開示後、遅滞なく当社ウェブサイトにて開示情報を掲載しております。

5. 開示業務に関する監視・統制

監査等委員である取締役は、取締役会および経営企画会議における情報収集、重要書類等の閲覧、適時開示責任者及び適時開示担当者へのヒアリングを通じて、開示業務執行における適法性、適正性について確認と監視を行っております。また、コンプライアンス室が、定期的に内部監査を実施しております。

【適時開示体制概要図】



【コーポレートガバナンス体制図】

